

公立小中学校施設等の整備のための予算確保に関する緊急要望

公立小中学校の施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所としての機能も果たすものである。

しかし、現状では、築 40 年以上の施設が約 3 割存在しており、今後、新增築・老朽化対策等に係る事業費が更に増大していくことが必至である。また、家庭や社会の環境の変化だけでなく、地球温暖化に伴う猛暑日や熱中症の増加にも対応し、学習環境の改善を図るため、空調設備の設置、トイレ改修、給食施設整備等について、早急に事業を進める必要がある。

このように早急に対応すべき課題が山積しているにも関わらず、この 20 年間の公立学校施設整備に関する国の当初予算額の推移を見ると、平成 10 年度に 1,731 億円だったものが平成 30 年度には 682 億円と大幅に減少してきている。

さらに、「平成 30 年 6 月大阪府北部地震」においては、ブロック塀の倒壊により小学生の尊い命が失われる事故が発生し、安全安心な就学環境整備への対応が不十分な実態が明らかになったところである。

また、平成 30 年 7 月豪雨の被災地の避難所となった学校の体育館には空調設備がないことから、急きょ設置する必要性が生じたこと、地域によっては 6 月以降に猛暑日が連続する状況下で安全で快適な体育授業の実施の必要性が生じていることなどから、体育館を含む学校施設の空調設備の設置が喫緊の課題となっている。

よって、国は、公立小中学校施設等の実態を十分に踏まえ、速やかに子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、安全・安心の確保を図る観点から、下記事項について、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 公立小中学校施設の整備費については、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ等の財政措置の拡充を図ること。

また、学習環境を早急に改善できるよう、空調設備の設置、トイレ改修、給食施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

なお、平成 30 年度において、公立小中学校施設等の整備事業が円滑に実施できるよう、当初予算が大幅に減少していることに鑑み、補正予算による十分な財政措置を講じること。

2. 特に、児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は緊急の課題であることを踏まえ、希望するすべての公立小中学校への空調設備の設置を来夏までに実現するため、今年度の補正予算により必要かつ十分な財政措置を講じること。

3. 児童・生徒の安全安心な就学環境を整えるため、すべての危険個所の点検・補強補修工事等に必要となる費用について、特段の財政措置を講じること。

また、地震時に倒壊する恐れのあるブロック塀については、児童・生徒の命を守るため、その撤去や改修を早急に推進する必要がある。このため、新たな補助制度の創設を含め、十分な財政措置を講じること。

この際、安全を最優先するために、予備費等財源の先行投資により内部点検・改修等の対策を緊急実施している自治体も多いことから、交付決定前の点検・改修等についても補助対象とするなど、特段の配慮をすること。

平成 30 年 8 月 30 日

全 国 市 長 会